# 入会及び退会規程

公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会(以下「本会」という。) の定款第2章(会員)に定める規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し 必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種別)

- 第 2 条 定款第5条に規定する会員は、次の3種とし、各号のいずれかの団体、個人又は法人とする。なお、団体会員及び企業会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
  - (1) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会したスポーツ健康産業に関連する 団体
  - (2) 企業会員 この法人の目的に賛同して入会したスポーツ健康産業に関連する 事業を営む個人又は法人
  - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため、入会した個人又は法人

#### (入会の手続き)

- 第 3 条 定款第6条第1項に規定する入会の申込みは、入会申込書(書式1)によるものとする。
  - 2 前項の申込書には、事業(営業)概要書(書式2)を添えるものとする。

#### (入会資格審査基準)

- 第 4 条 定款第6条第2項に規定する入会の可否は、理事会が次の基準により決定するものとする。
  - (1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること
  - (2) 定款第9条により除名され、3年以上経過しない者でないこと
  - (3) 会員として本会の活動を推進し、発展に寄与するにふさわしいと認められる 団体、個人、法人であること
  - 2 会長(代表理事)は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちにその 旨を申込者に通知しなければならない。この場合において、入会を承認された申込 者に対しては、入会決定通知書(書式3)により通知するものとし、その者が納入 すべき入会金・会費の額、納入時期、納入方法その他必要な事項を併せて通知しな ければならない。

#### (会員名簿)

第 5 条 会長(代表理事)は、入会を承認された申込者が、前条第2項後段の規定によ

る通知に従い所定の事項を履行したときは、その履行年月日、会員の種別、名称 又は氏名、住所その他必要な事項を会員名簿に登録しなければならない。

- 2 会長(代表理事)は、会員名簿に登録したときは、これを会報及びホームページに掲載するものとする。
- 3 会員は申込み事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を本会に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

- 第 6 条 定款第7条第1項に規定する入会金及び会費の額は、次のとおりとする。
  - (1) 団体会員
    - ① 入会金 200,000円
    - ② 会 費 1口 240,000円
  - (2) 企業会員
    - ① 入会金 200,000円
    - ② 会 費 1口 240,000円
  - (3) 賛助会員
    - ① 入会金 50,000円
    - ② 会 費 1口 120,000円
  - 2 会費の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
  - 3 入会初年度の会費は、入会承認月からの月割りで計算する。
  - 4 申し出により、入会金及び会費の分割を認める場合がある。

#### (臨時会費)

第7条 臨時に資金を必要とするときは、総会の決議を得て、臨時会費を徴収することができる。

#### (入会金及び会費の納入方法)

- 第 8 条 本会に入会した会員は、第4条第2項の規定による入会決定通知のあった日から1ヶ月以内に、入会金及びその事業年度分の会費を本会の指定する金融機関に払い込まなければならない。ただし、事務局に持参することを妨げない。
  - 2 会長(代表理事)は、前項の入会金及び会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。但し、入会金及び会費金融機関から振込の方法により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。
  - 3 会員から入会金及び会費が納入されたときは、直ちに会費管理簿(書式4)に 記載しなければならない。

#### (退会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは、退会届出(書式5)を会長(代表理事)に提出しなければならない。

## (入会金・会費の返還)

第10条 本会は、会員が既に納付した入会金、会費は原則としてこれを返還しない。

### (補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長(代表理事)が別に定める。

## 附 則

- 1. 平成24年4月1日制定。
- 2. 平成28年6月20日改定。